

議会基本条例検証項目（検証結果）

平成29年3月23日

評価基準… A：できている（このまま推進する） B：できている（但し、改善が必要）
C：できていない（分析と見直しが必要） D：できていない（条例改正が必要）

	責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	取り組みの結果 (内容・出来たこと・課題)	検証結果	今後の取り組み方法
1	議会を市民に開かれたものにする事 (1) 積極的な情報の公開 (2) 透明性と公平性の確保 (3) 市民への説明責任	議会の運営原則 第3条第1項	<p>(政務活動費) 第18条 政務活動費は、政策活動等の向上を図る調査・研究活動のため、有効に活用するものとする。 2 政務活動費の執行に当たっては、新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の規定を遵守し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p>	政務活動費、政務活動内容は公開されているかなど	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費取扱要領の見直しを行い、さらに議会の責務に資するものとした。 ・議員の研修視察等は適宜実施されていることから、政務活動費の領収書を添付し、さらに活動内容を明らかにして、所感を添えた上で、会派長に報告されている。 ・政務活動費は適正かつ有効に活用されるように議会運営委員会等で共有されている。 ・政務活動費の活動内容等は、市議会ホームページ、市議会だより及び市庁舎の市民情報コーナーで公開している。 ・「政務活動費の出張報告のホームページ公開に関する要領」を定めた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・研修視察内容の公開と政策活動への展開の検討 ・領収書の公開手法及びルールを検討 ・議会全体での情報の共有化 ・政務活動費の有効性、評価についての協議
			<p>(市民参加及び情報公開) 第19条 議会は、議案に係る各議員の賛否の表明状況など、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする。 2 議会は、会議等を原則として公開するものとし、情報通信技術等の手段を利用し、議会の透明性の向上を図るものとする。 3 議会は、請願を市民の政策提言と位置付け、その審議に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を設けるものとする。</p>	市民の傍聴機会の確保、議事録の公開状況、会議の映像公開や資料の事前公開状況はされているかなど	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、各常任委員会、特別委員会、全員協議会等において、原則公開とし、市民の議会傍聴の機会を確保している。と同時に、ラジオ（FMピッカラ）とインターネットで、それらの中継を行っている。 ・市議会だより及び市議会ホームページを利用して、会議録などを含め、各種の情報公開に努めている。 ・請願については、請願者からの趣旨説明ができるようになり、意見陳述の実績もある。請願者の願意を正しく確認しての審査に努めている。 ・会議資料等は、貸し出しができるようになっているものの、さらなる公開・提供のあり方について、検討を要する。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴の啓発活動 ・会議録の迅速な公開 ・会議資料等の公開のあり方を協議 ・市民モニターなどの市民参加システムの検討

	責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	取り組みの結果 (内容・出来たこと・課題)	検証結果	今後の取り組み方法
1	議会を市民に開かれたものにする事 (1) 積極的な情報の公開 (2) 透明性と公平性の確保 (3) 市民への説明責任	議会の運営原則 第3条第1項	(広報・広聴の充実) 第20条 議会は、情報通信技術等の手段を利用し、多くの市民が議会に関心が高めるよう広報活動の充実を努めるものとする。 2 議会が条例を提案するに当たっては、パブリックコメントの実施その他の手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。	SNSなどを活用しての住民との交流、アンケート等の市民の意識調査の手法の確立状況はどうかなど	<ul style="list-style-type: none"> 議会だよりに関してアンケートを実施した結果を見ると、少しずつではあるが改善されてきていることがわかった。 議会ホームページでは、問い合わせが可能となっていることで、広義のSNSと捉えられる。しかし、狭義の意味で議会発信のフェイスブックと捉えるならば、実施はされていない。 条例では、パブリックコメント及びアンケート導入の環境は整っている。しかし、市民の意見を反映させたような実績はない。 SNSの活用を始め、パブリックコメント及びアンケート等を検討する必要があるという共通認識をもち勉強会を実施した。 	C	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント及びアンケートを実施するルールの策定 SNSの必要性とその活用の研究 フェイスブックを立ち上げるならば、その詳細な検討 土日の議会開催の可能性を模索
			(議会の報告会等) 第21条 議会は、市民への報告等を行う場(以下この条において「報告会等」という。)を設け、議会活動及び市政の諸課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。 2 議会は、市民との意見交換の場を設け、必要に応じて市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。 3 報告会等に関して必要な事項は、議長が別に定める。	議会報告会の制度化、実施状況、また、市民からの質問・要望に対する回答は適切に処理されているかなど	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会は条例で制度化され、年2回(春・秋)実施している。 議会報告会で寄せられた質問・意見については、丁寧かつ適切に回答されている。 議会ホームページにおいても質問・意見に対する回答を公開している。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 現在の実施状況を検証する。 実施方法の改善、例えば、報告会の頻度、開催日程、内容、手法、対象者とテーマの絞りこみなど、市民の声をより広く受けとめ、政策提言に活かせる報告会へと改善を進める。 政策提言等への取り扱い及び反映について、制度化を検討する。 質問・意見に対する回答の迅速化 各会場に出席する議員を事前に周知する。 会派の意見を報告する手法の研究
			(議員間討議の重視) 第24条 議会は、言論の府であることを認識し、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を十分に行い、合意形成の醸成に努めるものとする。	議員間討議による合意形成の実施状況、実績はどうかなど	<ul style="list-style-type: none"> 議員間討議の機会が確保され、実績がある。今後は、より討議内容の充実を努める。(一部の委員会では議員間討議により議論の収束ができたものの、全体的にはまだ活用されていない。) 議員間討議の充実に向けて、ファシリテーター研修を実施した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 議員間討議の目的は、合意形成の醸成に努めることにある。合意形成の過程の公開、討議結果としての合意形成は、常任委員会、あるいは議会全体の意思表示になる場合もあり、市民への説明責任を果たすことに資する取り組みと認められる。 今後は、議員間討議の事例研究、論点整理や議員間討議の研修を行い、共通認識を図る。 議員間討議に必要な情報、予備知識の共有化など、議員間討議までの流れや意見集約などのルール化を検討する。

	責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	取り組みの結果 (内容・出来たこと・課題)	検証結果	今後の取り組み方法
2	(1) 市民の多様な意見を的確に把握すること (2) 政策活動等の向上に努めること	議会の運営原則 第3条第2項	(政務活動費) 第18条 政務活動費は、政策活動等の向上を図る調査・研究活動のため、有効に活用するものとする。 2 政務活動費の執行に当たっては、新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)の規定を遵守し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。	政務活動費は政策活動向上を図るよう適正かつ有効に活用されているかなど	・各議員は市政に反映すべく積極的に視察・研修を行い、その結果を有効に活用しているものの、いま一つ議会全体としての情報共有が図られていない。 ・会派及び議員個人の政務活動の評価が困難である。	B	・視察及び研修内容についての公開が必要である(次年度から公開予定)。 ・政務活動の有効性の評価について検討が必要である。
			(広報・広聴の充実) 第20条 議会は、情報通信技術等の手段を利用し、多くの市民が議会に関心を高めるよう広報活動の充実に努めるものとする。 2 議会が条例を提案するに当たっては、パブリックコメントの実施その他の手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。	パブリックコメント、アンケートの導入の検討、SNSなどによる市民との交流の導入検討はされているかなど	・SNSの勉強会は、広報広聴委員会で実施したが導入は未定。しかし、現在でも、議会ホームページからの問い合わせが可能である。今後、パブリックコメント、アンケート等について検討する必要がある。 ・さまざまな場面で市民の意見把握には努めているものの、それをどう政策に反映させるかが課題である。	C	・SNSの活用や議会モニター制度など、市民との情報交換について、その手法を検討する。 ・パブリックコメント及びアンケートを実施するルールの検討・策定
			(議会の報告会等) 第21条 議会は、市民への報告等を行う場(以下この条において「報告会等」という。)を設け、議会活動及び市政の諸課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。 2 議会は、市民との意見交換の場を設け、必要に応じて市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。 3 報告会等に関して必要な事項は、議長が別に定める。	議会報告会は制度化されているか、実施状況は適切か、また、報告会で出た質問・意見などへの回答の取り扱いなどは定められ、適切に処理されているかなど	・議会報告会は制度化され、実施されている。 ・市民からの質問・意見については適切に対応されているが、回答の迅速化が課題である。また、政策提言等への反映はまだである。	A	・議会報告会の開催頻度、日程の見直し。 ・市民との対話手法と政策提言や議員発案につなげる仕組みづくりの検討 ・報告会で出された質問・意見に対する回答の迅速化を図る。
			(議員研修の充実・強化) 第26条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。 2 議会は、基本条例の目的と理念が理解されるよう、一般選挙を経た任期開始後速やかに議員研修を行うものとする。	政策活動等の向上のため議員研修の充実に努めているか、また、選挙後速やかに基本条例の目的と理念の理解のための研修を実施しているかなど	・ファシリテーター研修、18歳選挙権及び原子力発電等をテーマとして、議員研修会を開催した。 ・一期生議員に対して議員の心構え、議会運営及び市の事務等についての研修を実施した。 ・議会基本条例の研修は、議会全体としては行っていない。	B	・議会基本条例の研修は一期生議員だけでなく、再認識のためにも議会全体で取り組む必要がある。 ・研修会のテーマ等については各会派からの意見をもとに、議会運営委員会で決定していく。 ・一期生議員の研修は、マニュアル等の資料を作成するなどして、より充実を図る必要がある。
3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	(議会の議決事件) 第11条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、市政の重要な計画等を議決事件に加えるものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 総合計画の基本構想に基づいて定める基本計画のうち、施策の体系の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 友好都市及び姉妹都市の協定の締結又は廃止に関すること。	議決事件の追加、見直しはなされているかなど	・議決事件の追加、見直しの議論はされていない。 ・議決事件の追加、見直しは既定の範囲で行われており、適正である。 ・平成28年度に、平成29年度からの第五次総合計画の策定に当たり意見拝聴の機会があり、1月に本会議での審査を経て可決されたが、特に問題はなかった。	C	・必要に応じ、議決事件の追加、見直しを行う。平成29年1月の第五次総合計画・前期基本計画のような審査のあり方でよいかを含め、市政の重要な計画については議決案件とする検討をしていく。 ・議決事件の追加及び見直しのルール化を協議する。

	責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	取り組みの結果 (内容・出来たこと・課題)	検証結果	今後の取り組み方法
3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	(政策等の説明要求及び審議) 第12条 議会は、市長が提案する重要な政策及び計画並びに事業(以下「政策等」という。)について、その水準を高め、議決責任を担保するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。 (1) 政策等の背景、目的及び効果 (2) 総合計画における根拠及び位置付け (3) 関係ある法令、条例等 (4) 政策等の実施に係る事業費及びその財源 2 議会は、政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。	議会は政策等を審議するにあたり、市長に対し詳細な説明を求め、また、立案及び執行における論点、争点を明確にし、執行後の評価に資する審議に努めているかなど	・適正に実施している。また、試行的ではあるが、各分科会で事務事業評価を実施した。 ・当初予算審査時では事業内容が明確でなかった事業が、既存の予算を超過した例もあった。リアルタイムで動く事業に、議会が追隨していくことの難しさを感じた。 ・政策についての説明がまだまだ不十分であることから、当局へより丁寧な立案過程の説明を求める。また、執行後の評価については執行状況や成果・課題を検証する必要があった。 ・議長により本会議が招集・開催されるため、緊急の行政課題等に対しても少なからず対応している。	C	・さらに事務事業評価の範囲を拡大し、施策評価へ適正に推進していく。 ・計画や条例制定に向けてのプロセスモデルの再検討が必要である。執行後の評価(事務事業評価)の充実を図るため、「決算常任委員会」を設置することの検討 ・論点及び争点を明確にするため、当局に対し、資料請求を積極的に行う。
			(専門的知見の活用) 第14条 議会は、議案の審査又は討議に反映させるため、学識経験を有する者等に市の事務に関する専門的事項の調査を依頼し、又は公聴会を開き、若しくは参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 2 公聴会及び参考人に関して必要な事項は、新潟県柏崎市議会会議規則で定めるものとする。	学識経験者の登用の手順は定められ、また、実績はあるかなど	・専門的知見を活用するための体制は整えられている。 ・柏崎川羽原子力発電所にかかわる調査特別委員会で、専門家による研修を実施した。 ・これまで、市の訴訟案件で参考人として弁護士の意見を聞いた例がある。	A	・更に活用すべき分野があると思われることから、必要に応じ、専門的知見の活用を図っていく。
			(調査機関の設置) 第15条 議会は、市政の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 調査機関の設置及び運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。	調査機関の設置・運営に関して必要な事項は定められているか、また、実績はあるかなど	・調査機関を設置するための体制は整えられている。 ・設置及び運営については、議長が別に定めるところになっているが、そのための仕組みがない。	A	・調査機関の設置や運営をルール化し、必要に応じて活用する。
			(附帯決議への対応) 第16条 議会は、本会議で可決された附帯決議について、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。	可決された附帯決議について事後の対応について報告を求めた実績はあるかなど	・可決された附帯決議の事後対応について、報告を求めたことはない。 ・必要な場合に、議会から市長等へ事後対応の報告を求めることのできる一連の手続を確認しておく。	B	・附帯決議のあり方やその意義を、全議員が認識する必要がある。 ・附帯決議の機能を生かすため、必要に応じて報告を求める。
			(採択請願への対応) 第17条 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当とするものについて、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。	採択した請願のうち市長等に措置することとしたものについて事後の対応について報告を求めた実績はどうかなど	・適正に行われている。 ・議会内で施策に反映されたり(例えば、市議会議場に市旗・国旗の掲揚を求める請願)、また、請願内容が将来の事業に関すること(例えば、柏崎市新市庁舎建設に於いて互採用を求める請願)で、報告を求める必要はなかった。	B	・現状のまま推進していき、必要があれば報告を求める。

	責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	取り組みの結果 (内容・出来たこと・課題)	検証結果	今後の取り組み方法
3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	(議会と市長等との関係) 第22条 議会審議における議員と市長等は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとし、議員は、本会議における質問等は、論点を市民に分かりやすくするよう努めるものとする。 2 議員は、議会の休会中、緊急の事態が発生したときは、議長の許可を得た上で、市長等に対して文書による質問を行うことができる。文書による質問に関して必要な事項は、議長が別に定める。 3 本会議又は委員会において、議員の質問に対して答弁をする者は、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。反問に関して必要な事項は、議長が別に定める。	反問権の導入・実績、また、文書質問の実績はあるかなど	・適正に行われている。 ・反問の実績はあるが、文書質問の実績はない。	A	・現状のまま、推進・継続していく。 ・反問と思われるときは、明確な対応を要する。
4	市民の信託に応える議会改革に取り組むこと (1) 議会の役割を不断に追及 (2) 市民参加の推進	議会の運営原則 第3条第4項	(議員の政治倫理) 第29条 議員は、新潟県柏崎市議会議員倫理条例（平成25年条例第31号）を遵守するものとする。	議員の政治倫理向上のため具体的に行動しているかなど	・倫理条例は徹底している。議員としての禁止行為は、議会だよりで広報・周知している。 ・各会派で議員の政治倫理向上のための話し合いを適宜行っていることから、特に課題はない。	A	・柏崎市議会議員倫理条例を、今後も推進していく。 ・今後も、会派内での議員の政治倫理向上を図るための話し合いを適宜行う。 ・事例の検討など、議会全体で倫理条例の理解を深めるために、研修を行うことも必要
			(議員定数) 第30条 議員定数は、新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第41号）で定めるものとする。	議員定数は適切か検証しているかなど	・検証は行っていない。	C	・検証体制の構築や現状分析等、本質的な取り組みが必要
			(議員報酬) 第31条 議員報酬は、新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）で定めるものとする。	議員報酬は適切か検証しているかなど	・検証は行っていない。	C	・通年会期制度の導入を受け、検討委員会等の設置が必要ではないか。 ・議会として議員報酬の適正について協議を重ねるべき。 ・議員年金制度を要望する意見書を提出し続ける。
5	その他		(適正な議会費の確立) 第23条 議会は、適正な議会活動を確立するため、議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。	適正な議会活動を確立するため議会費の予算要望書を作成し、提出しているかなど	・予算要望書を作成し、市長に提出している。 ・予算総額との関係から、要望どおりとならないことはやむを得ないが、長年要求している事務局体制の強化(法務担当職員の配置等)が、大きな課題である。	A	・今後も継続して要望する。 ・議会の予算要望時期等のスケジュールの確認や見直しを、議会運営委員会で行う。

	責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	取り組みの結果 (内容・出来たこと・課題)	検証結果	今後の取り組み方法
5	その他		<p>(災害時における議会及び議員の対応)</p> <p>第25条 議会は、市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、柏崎市議会災害対策支援本部（以下この条において「議会支援本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 議員は、議会支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全・安心の確保に資するものとする。</p>	災害時における議会、議員の行動指針は策定されているか、また、その行動を担保する対策状況はどうか(装備・訓練など)など	<ul style="list-style-type: none"> 議会災害対策支援本部設置要綱及び議会災害時行動マニュアルが施行され、市の防災訓練と同時に、支援本部を設置し訓練を行っている。 議員の災害時における装備品については、想定されている行動指針に照らして現状では十分とは言えない。 	A	<ul style="list-style-type: none"> このまま推進し、訓練を行う中で必要な改善を行っていく。 訓練は今後も市の総合防災訓練等に合わせて行っていく。 発災時に議員がやるべきこと(情報収集等)を整理し、議員災害ハンドブック(仮称)を作成したい。 装備の充実については、優先順位も考えながら検討し、予算要望していく。